

例(34.8%)であった。

児童館は、「子どもや保護者などの状況に具体的な改善が見られなかった」が最も多く、11事例(55.0%)で、次いで「連携先機関が具体的に動いてくれなかったから」「連携先がその後の動きなどを知らせてくれなかったから」がそれぞれ8事例(40.0%)、「こちらの望む対応と連携先の対応がずれたから」が7事例(35.0%)であった。

幼稚園は該当事例が4事例であったが、その内訳は「虐待や緊急性に対する認識をめぐって意見の相違があった」「連携先機関が具体的に動いてくれなかった」「こちらの望む対応と連携先の対応がずれたから」「連携先がその後の動きなどを知らせてくれなかったから」がそれぞれ1件ずつであった。

小中学校は、双方とも、「子どもや保護者などの状況に具体的な改善が見られなかった」が最も多く、次に「こちらの望む対応と連携先の対応がずれた」であった。そのほか、「連携先がその後の動きなどを知らせてくれなかった」も共通して少なくない回答を集めていた。

(澁谷昌史)

## 4. 調査票Ⅲ

### (1) 回答者の属性

#### ① 回答者数と性別(表Ⅲ-F1)

調査票Ⅲにおける回答者総数は、保育所 6,743人(男性 224人、女性 6,498人)、児童館 4,533人(男性 566人、女性 3,960人)、合計 11,276人(男性 790人、女性 10,458人)であり、圧倒的に女性が多くなっている。

#### ② 年齢(表Ⅲ-F2)

年齢については、平均を見ると、保育所 41.2歳、児童館 44.0歳となっている。

#### ③ 職種(表Ⅲ-F3)

保育所では、常勤保育士が最も多く 3,494人(51.8%)と過半数を占めており、次いで常勤主任保育士 878人(13.0%)、非常勤保育士 616人(9.1%)、所長(園長) 572人(8.5%)、常勤調理員 418人(6.2%)などの順となっている。

児童館では、実践現場の副代表者 2,293人(50.6%)が最も多く、次いで放課後児童指導員 1,238人(27.3%)、実践現場の代表者

737人(16.3%)などの順となっている。

#### ④ 保育所職員、放課後児童健全育成事業での経験年数(表Ⅲ-F4)

保育所職員としての経験年数については、平均で 16.1年、年数区分では「5年～9年」で全体の 19.3%を占めるが、各年齢層に比較的均等に分散している。

放課後児童健全育成事業での経験年数は、「10年～19年」が 822人(18.1%)と最も多いものの、「1年以下」が 663人(14.6%)と続いており、経験の浅い層とベテラン層が二分された状況となっている。

#### ⑤ 現在の保育所・放課後児童健全育成事業での経験年数(表Ⅲ-F5)

現在の職場における経験年数の平均は、保育所では 5.8年、放課後児童健全育成事業では 5.0年となっている。

#### ⑥ 受け持っている子どもの数(表Ⅲ-F6)

受け持っている子どもの数別の職員の分布は、保育所では 0歳児 885人(13.1%)、1歳児 1,093人(16.2%)、2歳児 1,141人(16.9%)、3歳児 944人(14.0%)、4歳児 879人(13.0%)、5歳児 853人(12.7%)、児童を受け持っていない 1,924人(28.5%)となっている。

放課後児童健全育成事業では、「受け持ちは特に決まっていない」が 2,261人(49.9%)と約半数を占め、「主に低学年(1、2年)」1,471人(32.5%)、「主に中学年(3、4年)」465人(10.3%)となっており、「主に高学年(5、6年)」も 42人(0.9%)いた。同事業は制度的には小学校低学年が対象であるが、実際には中・高学年の子どもも在籍していることがわかった。ガイドラインの策定に当たっては、これら中・高学年の子どもをも視野に入れる必要があろう。

### (2) 調査結果

問1. 過去において、虐待が疑われる事例に関わったことがありますか(表Ⅲ-1-①、表Ⅲ-1-②)

過去において、虐待が疑われる事例に関わった経験について、「ある」と回答した職員は、保育所 2,159人(32.0%)、児童館 1,296人(28.6%)、「ない」と回答した職員は、保育所

4,306人(63.9%)、児童館3,066人(67.6%)となっている。

昨年度に行った幼稚園、学校を対象とした調査では、「ある」と回答した教職員が、公立幼稚園20.3%、私立幼稚園11.3%、小学校32.1%、中学校32.6%であり、小・中学校、保育所とも約1/3とほぼ共通している。これに対し、児童館は若干下回り、幼稚園が最も少なくなっている。

関わった件数では、保育所1.8人、児童館2.0人となっている。

昨年度に行った調査結果では、公立幼稚園1.7人、私立幼稚園1.3人、小学校1.5人、中学校1.8人となっており、保育所、児童館での事例数が多くなっている。

問1-1. 虐待への対応において最も苦慮された、または苦慮されていることは何ですか。最も重要と思われるものから順に番号を3つご記入ください(表Ⅲ-1-1、表Ⅲ-1-1-①、表Ⅲ-1-1-②、表Ⅲ-1-1-③)

前設問で「ある」と回答した職員を対象として、虐待対応で最も苦慮していること3つを、順位をつけて回答を求めた。

第1位の回答では、保育所、児童館とも「虐待している保護者への対応」が最も多く、それぞれ1,011人(46.8%)、546人(42.1%)となっており、次いで「虐待かどうかの見極めがむずかしい」が保育所627人(29.0%)、児童館424人(32.7%)、3番目に多くあげられていたのは「虐待を受けている子どもへの対応」で、保育所275人(12.7%)、児童館213人(16.4%)と、回答数の多寡順位では共通している。

第2位の回答においても回答数の多寡順位は共通しており、保育所、児童館とも「虐待を受けている子どもへの対応」が最も多く、それぞれ572人(26.5%)、395人(30.5%)となっており、次いで「虐待している保護者への対応」が保育所561人(26.0%)、児童館364人(28.1%)、3番目に多くあげられていたのは、「虐待かどうかの見極めがむずかしい」で保育所402人(18.6%)、児童館217人(16.7%)となっている。

第3位の回答では、保育所で最も多くあげられていたのは「家庭に帰ってから一層被害が及ぶのではないかと」375人(17.4%)であり、次いで「虐待を受けている子どもへの対応」307

人(14.2%)、「虐待かどうかの見極めがむずかしい」297人(13.8%)などの順となっている。児童館では、「虐待を受けている子どもへの対応」204人(15.7%)、「虐待かどうかの見極めがむずかしい」203人(15.7%)とほぼ同数で最も多く、次いで「虐待している保護者への対応」150人(11.6%)などとなっている。保育所で最も多くあげられていた「家庭に帰ってから一層被害が及ぶのではないかと」と回答した職員は児童館では0人であった。

以上のことから、「虐待している保護者への対応」「虐待を受けている子どもへの対応」「虐待かどうかの見極めが難しい」ことが、幼稚園や学校を含めた各施設共通の苦慮事項であり、これらを踏まえたガイドラインの策定が必要となる。

問2. あなたは、虐待問題に関心がありますか(表Ⅲ-2)

虐待問題に関心があるかについては、保育所、児童館とも、「関心がある」が最も多く、それぞれ4,911人(72.8%)、3,241人(71.5%)であった。これに「非常に関心がある」の回答を加えると、保育所では6,370人(94.4%)、児童館では4,297人(94.8%)となり、いずれの種別でも90%を超える高率であった。昨年度の調査では、「関心がある」「非常に関心がある」の合計は公立幼稚園89.6%、私立幼稚園70.2%、小学校89.8%、中学校86.1%であり、これらと比較すると、保育所、児童館はより関心が高いといえる。

問3. あなたは次の事柄を知っていましたか(表Ⅲ-3-1、表Ⅲ-3-2、表Ⅲ-3-3、表Ⅲ-3-4、表Ⅲ-3-5)

前設問で虐待問題への関心はきわめて高いことが明らかとなったが、実際に虐待対応、とくに通告についての正確な知識が得られているかについて、5つの設問を通して調査した。

#### ① 虐待の早期発見の努力義務

「学校や教職員、児童福祉施設の職員等は虐待の早期発見に努めなければならないとする規定があること」については、「知っていた」との回答が明らかに多かった。具体的には、保育所では6,494人(96.3%)、児童館では4,041人(89.1%)と殆どの職員が知っていた。

昨年度調査では、「知っていた」が幼稚園 78.9%、小学校 85.7%、中学校 79.5%であり、保育所、児童館とも幼稚園、学校を上回っている。

## ② 通告は、確証がなくとも疑いの段階でできること

「通告は、確証がなくとも疑いの段階でできること」を「知っていた」と回答したのは、保育所では 5,034 人(74.7%)、児童館では 3,299 人(72.8%)、「知らなかった」と回答したのは、保育所で 1,528 人(22.7%)、児童館で 1,153 人(25.4%)となっている。

昨年度調査では、「知っていた」が公立幼稚園 63.0%、私立幼稚園 45.9%、小学校 61.5%、中学校 57.3%であり、「知らなかった」が公立幼稚園 30.9%、私立幼稚園 31.1%、小学校 35.5%、中学校 39.5%となっており、本制度の熟知度は保育所、児童館とも相当高いものとなっている。それでも、「知らなかった」という回答が 2 割以上を占めており、一層、制度の周知が必要と考えられる。

## ③ 通告は、文書のみでなく、面談、電話などでもよいこと

「通告は、文書のみでなく、面談、電話などでもよいこと」を「知っていた」は、保育所で 5,437 人(80.6%)、児童館で 3,501 人(77.2%)であり、「知らなかった」は保育所で 1,145 人(17.0%)、児童館で 954 人(21.0%)となっている。

昨年度の調査では、「知っていた」が公立幼稚園 67.7%、私立幼稚園 54.1%、小学校 57.0%、中学校 54.1%であり、「知らなかった」が公立幼稚園 26.5%、私立幼稚園 23.2%、小学校 40.0%、中学校 42.6%となっており、本制度についても保育所、児童館における認知度は相当高くなっている。

## ④ 守秘義務より通告義務が優先されること

「公務員等に秘密を守る義務があっても、虐待が疑われたらまず通告しなければならないとする規定があることを「知っていた」は、保育所では 5,198 人(77.1%)、児童館では 3,417 人(75.4%)であり、「知らなかった」は、保育所では 1,364 人(20.2%)、児童館では 1,017 人(22.4%)となっている。

昨年度の調査では、「知っていた」が公立幼稚園 71.8%、私立幼稚園 45.7%、小学校 66.3%、中学校 60.3%であり、「知らなかった」が公立幼稚園 22.0%、私立幼稚園 30.9%、小学校 30.6%、中学校 36.4%となっており、本制度についても保育所、児童館における認知度は相当高くなっている。

## ⑤ 通告者に関する情報の秘匿

「児童相談所などの職員は、誰からの通告があったかを洩らしてはならないとする規定があること」を「知っていた」は、保育所では 5,383 人(79.8%)、児童館では 3,681 人(81.2%)であり、「知らなかった」は、保育所では 1,194 人(17.7%)、児童館では 770 人(17.0%)となっている。

昨年度調査では、「知っていた」が公立幼稚園 72.4%、私立幼稚園 56.3%、小学校 62.4%、中学校 56.6%であり、「知らなかった」が公立幼稚園 21.8%、私立幼稚園 20.7%、小学校 34.6%、中学校 40.2%となっており、本制度の認知度についても保育所、児童館は相当高くなっている。

## ○職種とのクロス集計結果(クロス表Ⅲ-1-1-1、クロス表Ⅲ-1-1-2、クロス表Ⅲ-1-2-1、クロス表Ⅲ-1-2-2、クロス表Ⅲ-1-3-1、クロス表Ⅲ-1-3-2、クロス表Ⅲ-1-4-1、クロス表Ⅲ-1-4-2、クロス表Ⅲ-1-5-1、クロス表Ⅲ-1-5-2)

以上5項目に関して、職種とのクロス集計を行った。いずれの設問にも共通していることは、学校や幼稚園に比べ制度の認知状況は全体的に良好であるが、実際に子どもに関わる保育士や放課後児童指導員より管理運営に従事する職員の方が一層認知状況は良好である。特に、確証がなくても通告義務があること、通告手段、通告義務の守秘義務に対する優先では、その傾向が顕著である。

## 問4. 今後、虐待が疑われたり虐待を発見した場合、あなたは通告しますか(表Ⅲ-4)

「今後虐待を発見したときに通告するか」をたずねたところ、「必ず通告する」は、保育所 2,703 人(40.1%)、児童館 1,917 人(42.3%)、「場合によっては通告する」は、保育所 3,622 人(53.7%)、児童館 2,391 人(52.7%)となっている。

昨年度調査では、「必ず通告する」が公立

幼稚園 43.4%、私立幼稚園 34.0%、小学校 44.5%、中学校 46.3% であり、「場合によっては通告する」が公立幼稚園 53.0%、私立幼稚園 57.2%、小学校 51.8%、中学校 49.1%となっており、「必ず通告する」は私立幼稚園を除いて幼稚園、学校より少なくなっている。その理由として、保育所や児童館では、より多様な福祉ニーズを有するケースに接しているため、通告に至らなくても、市町村等他の機関との連携により対応可能なケースもあると考えられているからではないかと思われる。

#### ○職種とのクロス集計結果(クロス表Ⅲ-2-1、クロス表Ⅲ-2-2)

通告意思について、職種とのクロス集計を行った。保育所、児童館とも共通しているのは、「必ず通告する」は管理運営に従事する職員が直接子どもに関わる職員を大きく凌いでいるのに対し、「場合によっては通告する」はほぼ比率が逆転していることである。幼稚園、学校でも同様の傾向が見られた。これは、問6に関するクロス集計で明らかになったように、管理運営に従事する職員の方が研修機会に恵まれているため、制度をよく認知しており、通告意識が高いことによるのではないかと考えられる。

また、幼稚園、学校に関して考察したように、管理運営に従事する職員については、「自分には通告するかどうかの決定権がある」と思っている割合が高いとあってよく、一方で、それ以外の職員は、「自分には通告するかどうかの決定権がない」と思っているために、条件付で通告をするという回答になっているのではないかと推測できる。

#### 問4-1. どのような場合に通告しますか(表Ⅲ-4-1)

「場合によっては通告する」と回答した者人に対して、どのような場合に通告するか、選択肢から回答を求めたところ(複数回答)、保育所、児童館とも最も多かったのは、「虐待の確証がある」で、保育所 2,696 人(74.4%)、児童館 1,843 人(77.1%)となっている。次いで、保育所では「所属長の了解がある場合」2,498 人(69.0%)、「重篤な虐待が認められる場合」2,340 人(64.6%)、「保育所全体の了解がある場合」1,681 人(46.4%)などの順となっている。児童館では、「重篤な虐待が認められる場

合」1,598 人(66.8%)、「所属長の了解がある場合」1,466 人(61.3%)などの順となっている。

「虐待の確証がある」「重篤な虐待が認められる場合」「所属長の了解がある場合」が上位を占めるのは、昨年度調査の幼稚園、小学校、中学校と変わらない。

#### 問4-2. 通告しない理由について最も重要と思われるものから順に番号を3つご記入ください(表Ⅲ-4-2、表Ⅲ-4-2-①、表Ⅲ-4-2-②、表Ⅲ-4-2-③)

「今後虐待を発見したときに通告するか」という設問に対して、「通告をしない」と回答した者 32 人(保育所 21 人、児童館 11 人)に対して、その理由3つを順位付きで回答を求めた。その結果、第1位で回答されるのが多かったのが、「放課後児童健全育成事業、保育所で対応すべきである」で 8 人(25.0%)であった。第2位で回答されるのが多かったのが、第1位の回答でも2番目に多かった「虐待という自信がなかった」で6人(18.8%)であった。

昨年度調査でも、これらの項目が上位を占めていたが、それぞれ 5 人(12.2%)からの回答があった「家庭のプライバシー侵害」「保護者との関係が険悪になるおそれがある」は今回の調査では回答は見られなかった。

#### 問5. 虐待が疑われたり、虐待を発見した場合、保育所、放課後児童健全育成事業内の誰に相談しようと思いますか(表Ⅲ-5)

虐待が疑われたり、発見したりしたときに校内の誰に相談するかをたずねたところ(複数回答)、保育所では、「所長」5,603 人(83.1%)が最も多く、次いで「担当保育士」4,067 人(60.3%)、「主任保育士」3,848 人(57.1%)などの順となっており、放課後児童健全育成事業では、「実践現場の代表者」が最も多く 3,559 人(78.5%)、次いで「実践現場の副代表者」2,475 人(54.6%)、「放課後児童指導員」1,612 人(35.6%)などの順となっている。保育所、放課後児童健全育成事業とも上司への相談が多くなっている。

#### ○職種とのクロス集計結果(クロス表Ⅲ-3-1、クロス表Ⅲ-3-2)

本問と職種とのクロス集計を行ったが、保育所の場合、所長では相談相手として主任保育

士や担当保育士が多数を占め、副所長や常勤保育士では所長が圧倒的に多くなっている。また、63.4%の常勤保育士が相談相手として「担任保育士」を選択しているが、これは、自分の担当以外の子どもに虐待が疑われた場合、まず担任保育士に相談することを意味していると考えられる。

#### 問5-1. なぜ相談されないのですか(表Ⅲ-5-1)

「相談しない」と回答した15人(保育所6人、児童館9人)に対して、その理由を複数回答で求めたところ、「自分で対応するのが担当職員の責任と思うから」が8人(53.3%)、「効果的なアドバイスが期待できない」が6人(40.0%)となっている。

#### 問6. あなたは、今まで虐待問題について学んだことがありますか(表Ⅲ-6)

「今までに虐待問題について学んだことがありますか」との設問に対して、13項目の選択肢から回答を求めたところ(複数回答)、「学んだことはない」は保育所で635人(9.4%)、児童館で441人(9.7%)であった。昨年度調査では、公立幼稚園10.3%、私立幼稚園10.4%、小学校が17.4%、中学校が22.1%となっており、これらに比して保育所、児童館とも「学んだことはない」が少なくなっている。

「学んだことがない」と回答した以外の職員について多かったのは、保育所では「啓発のパンフレットや冊子など」2,570人(38.1%)、「区市町村主管課が開催する研修会や講演会」2,205人(32.7%)、「保育士の養成段階」1,553人(23.0%)、「書籍」1,528人(22.7%)、「その他の機関や団体が開催する研修会や講演会」1,379人(20.5%)、「雑誌」1,349人(20.0%)などの順となっている。児童館では、「啓発のパンフレットや冊子など」1,772人(39.1%)、「区市町村主管課が開催する研修会や講演会」1,539人(34.0%)、「書籍」1,067人(23.5%)、「雑誌」879人(19.4%)、「その他の機関や団体が開催する研修会や講演会」771人(17.0%)などの順となっており、保育所も児童館もほぼ同じ傾向を示している。

昨年度調査においても、「啓発のパンフレットや冊子など」が公立幼稚園42.0%、私立幼稚園29.3%、小学校38.9%、中学校37.4%と、私立幼稚園を除くいずれの施設においても最

上位を占めている。しかし、研修では、「都道府県教育委員会が開催する研修会、講演会」が公立幼稚園17.2%、私立幼稚園6.1%、小学校13.0%、中学校13.0%、「区市町村が開催する研修会、講演会」が公立幼稚園26.1%、私立幼稚園8.8%、小学校17.0%、中学校14.2%、「その他の機関や団体が開催する研修会や講演会」が公立幼稚園16.1%、私立幼稚園14.2%、小学校11.2%、中学校10.6%と、保育所や児童館に比して少なくなっている。

#### ○職種とのクロス集計結果(クロス表Ⅲ-4-1、クロス表Ⅲ-4-2)

虐待問題について学ぶ機会と職種とのクロス集計を行った。保育所、児童館とも管理運営に従事する職員は、直接子どもに関わる職員に比較して「研修を通じて学んだ」とする回答がはるかに多いのに対し、「(専門職員の)養成段階で学んだ」とする回答は直接子どもに関わる職員に多く、「書籍、雑誌で学んだ」とする回答には大きな開きは見られない。

#### 問7. あなたは、虐待ケースに対応するには関係機関の連携が必要だと思いますか(表Ⅲ-7)

保育所では、「大いに思う」4,827人(71.6%)、「思う」1,782人(26.4%)、児童館では、「大いに思う」3,384人(74.7%)、「思う」1,079人(23.8%)となっており、連携が必要だと「あまり思わない」「全く思わない」は、保育所11人(0.1%)、児童館4人(0.1%)と、ごく少数である。

連携が必要でない理由(表Ⅲ-7-1)としては、保育所では「効果が期待できない」6人(54.5%)、「保護者との関係が険悪になるおそれがある」6人(54.5%)、「プライバシーを侵害しかねない」4人(36.4%)となっており、児童館では「効果が期待できない」「児童相談所などの業務だから」「プライバシーを侵害しかねない」がいずれも3人(75.0%)となっている。

#### 問8. あなたの市(町村)には、児童虐待防止ネットワークが存在しますか(表Ⅲ-8)

「存在する」という回答は、保育所3,242人(48.1%)、児童館2,375人(52.4%)となっており、「存在しない」という回答は、保育所146人(2.2%)、児童館110人(2.4%)となっている。

「わからない」という回答は、保育所3,032人

(45.0%)、児童館 1,880 人(41.5%)となっている。

昨年度の調査では、「わからない」という回答が公立幼稚園 51.0%、私立幼稚園 60.8%、小学校 67.9%、中学校 70.0%と、いずれも過半数を占めているが、今回の調査では、これらに比すると少ないものの、殆どの職員が機関連携の必要性を認識しているにもかかわらず、4 割以上の職員がネットワークの存在を知らないことは大きな課題と言える。ネットワークについての周知が喫緊の課題である。

#### ○職種とのクロス集計結果(クロス表Ⅲ-5-1、クロス表Ⅲ-5-2)

本問について職種とのクロス集計を行った。保育所、児童館とも「わからない」という回答は、管理運営に従事する職員より直接子どもに関わる職員の方がはるかに多くなっている(保育所では所長 12.8%、常勤保育士 48.4%。児童館では実践現場の代表者 25.9%、放課後児童指導員 41.9%)。これは、管理運営に従事する職員の方が、地域の関係機関の会議や研修等を通じて虐待防止ネットワークについて知る機会が多いことによるものと考えられる。

しかし、虐待防止ネットワークでは、実務者レベルによる具体ケースに即した情報や認識の共有、連携が極めて重要となることから、今後は直接子どもに関わる職員への周知を図る必要がある。

(才村 純)

#### 問9 あなたは、児童虐待防止ネットワークの

どのような会議に出席した経験がありますか  
児童虐待防止を目的としたネットワーク会議に出席した経験をたずねた結果、保育所では、「会議に出席したことはない」が最も多く、4,550 人(67.5%)であった。それ以外の選択肢への回答では、「わからない」が 644 人(9.6%)、「関係機関職員を対象とした研修」が 497 人(7.4%)であったほかは、いずれも 5%に満たない回答割合であった。

児童館でもほぼ同様の結果で、「会議に出席したことはない」が 3,108 人(68.6%)、「わからない」が 391 人(8.6%)、「関係機関職員を対象とした研修」が 345 人(7.6%)、「実務者で構成されるケース検討」が 234 人(5.2%)であったほかは、いずれも 5%に満たなかった。

幼稚園、小中学校においても、会議への出

席経験はきわめて一部の回答者に限られるものであった。

#### ○職種とのクロス集計結果(クロス表Ⅲ-7-1、クロス表Ⅲ-7-2)

ネットワーク会議への出席経験は、職種との関係が強いことが考えられたため、クロス集計を実施した。その結果、「機関代表者による会議」については、保育所では出席経験ありと回答した 198 人のうち 128 人(64.6%)が「所長」であり、そのほかの職種が当該会議に出席することはきわめて稀であると考えられた。とはいえ、128 名というのは、本設問に回答した所長総数 572 人の 22.4%に過ぎないことから、所長のうち約 3/4 は機関代表者会議への出席経験がないという結果であった。

児童館においては、出席経験ありと回答した 199 人のうち 123 人(61.8%)が、実践現場の代表者であった。やはりそのほかの職種が当該会議に出席することはレアケースであると考えられた。また、実践現場の代表者は総数 737 人であることから、約 2/3 の代表者は機関代表者会議への出席経験がないことがわかった。

「関係機関職員を対象とした研修会」への回答については、保育所では、所長の 149 人(30.0%)、常勤主任保育士の 101 人(20.3%)、常勤保育士の 170 人(34.2%)が主たるものであった。この内訳では常勤保育士が最も多くなっているが、常勤保育士のサンプル数が 3,494 人であることから、きわめて限られた出席状況となっているといわねばならない。この三者の中で最も出席率が高いのは所長で、所長全体の 26.0%が当該研修会に出席していた。

児童館については、実践現場の代表者が 119 人(34.5%)、実践現場の副代表者が 129 人、放課後児童指導員が 22.9%であった。後二者二職種はサンプル数が大きいため、やはり出席割合が高い職種は代表者であった。

続いて、「実務者会議」であるが、保育所では、所長が 68 人(39.8%)、常勤主任保育士が 33 人(19.3%)、常勤保育士が 47 人(27.5%)であった。やはりサンプル数を考慮すれば、所長の出席割合が高いと考えられる(保育所のみ設問)。

そして、「実務者で構成されるケース検討会議」については、保育所では、所長の 77 人

(38.3%)、常勤保育士の 69 人(34.3%)が高い構成割合を占めている。ただし、これもサンプル数の大きさを考慮すれば、常勤保育士で当該会議に出席しているケースはきわめて限られたものであると考えられる。

最後に、最も回答の多かった「会議に出席したことはない」についてだが、保育所では、所長が 195 人(4.3%)、常勤主任保育士が 565 人(12.4%)、常勤保育士が 2533 人(55.7%)であった。比較的会議出席経験のある所長についても、回答した所長 572 人のうち 34.1%がここに該当しているという結果であった。

同様に、児童館についてであるが、実践現場の代表者が 393 人(12.6%)、副代表者が 1666 人(53.6%)、放課後児童指導員が 875 人(28.2%)であった。それぞれの職種の 53.3%、72.7%、70.7%がここに該当している計算になる。

#### ○虐待事例遭遇の有無とのクロス集計結果(クロス表Ⅲ-8-1、クロス表Ⅲ-8-2)

そもそも虐待事例に遭遇したことの無い回答者はネットワーク会議への出席経験も限られると考え、クロス集計を行った。

保育所においては、「機関代表者による会議」「実務者会議」「実務者で構成されるケース検討会議」のいずれにおいても、遭遇経験が「ある」と回答した者の方が「ない」と回答した者よりもサンプル数が明らかに小さいにもかかわらず、遭遇経験が「ある」と回答した者から、より多くの回答があった。しかしながら、「会議に出席したことはない」については、遭遇経験のある群ではそのうちの 62.0%、ない群では 70.9%がここに回答しており、両者の間の差はあまり大きくないように思われた。

児童館においても、遭遇経験ある群が、ない群よりも高い割合で「機関代表者による会議」「実務者で構成されるケース検討会議」への出席経験が「ある」と回答していた。「会議に出席したことはない」については、逆に、遭遇経験「ない」と回答した者の方が、明らかに高い割合で該当していた。

#### 問 9-1-① あなたは、機関代表者による会議に定例的に出席していますか(表Ⅲ-9-1-①)

問9で「機関代表者会議に出席したことがあ

る」と回答した者に、その出席状況をたずねた。その結果、保育所、児童館とも「必要に応じて出席している」が最も多く、それぞれ 106 人(53.5%)、117 人(58.8%)、「定例的に出席している」がそれぞれ 59 人(29.8%)、54 人(27.1%)であった。出席していないは、保育所が 27 人(13.6%)、児童館が 22 人(11.1%)であった。

昨年度調査結果を考慮した場合、これについても機関間で異なる回答傾向は見られなかった。

#### ○職種とのクロス集計結果(クロス表Ⅲ-9-1、クロス表Ⅲ-9-2)

保育所、児童館とも、いずれの職種においても、「必要に応じて出席している」が多かった。

#### ○虐待遭遇事例の有無とのクロス集計結果(クロス表Ⅲ-10-1、クロス表Ⅲ-10-2)

保育所、児童館とも、遭遇経験があった者の方が、「定例的に出席している」「必要に応じて出席している」に回答する割合が高かった。一方で、「出席していない」は、遭遇経験がない者で、やや多く回答する傾向が見られた。

#### 問 9-1-② 機関代表者による会議であなたが関係する事例が検討対象とされましたか(表Ⅲ-9-1-②)

機関代表者会議に出席したと回答した者には、あわせて関係する事例が会議で検討対象となったかをたずねた。保育所では、「検討対象となった」が 80 人(40.4%)で、「検討対象とはならなかった」57 人(28.8%)よりも明らかに多かった。児童館では、この両者への回答はほぼ同数で、前者が 70 人(35.2%)、後者が 69 人(34.7%)であった。

昨年度調査では、「検討対象となった」のは、公立幼稚園で9人(17.6%)、私立幼稚園で1人(12.5%)、小学校で 88 人(34.9%)、中学校で 42 人(38.9%)であった。

#### ○虐待遭遇事例の有無とのクロス集計結果(クロス表Ⅲ-11-1、クロス表Ⅲ-11-2)

保育所、児童館とも、遭遇経験があった者の方が、「検討対象となった」に回答する割合が高かった。一方、遭遇経験がない者では、無回答である場合が多かった。

昨年度調査では、遭遇経験と検討対象事例の有無との関連は見られなかった。

**問 9-1-③ 機関代表者による会議の主催はどこでしたか(表Ⅲ-9-1-③)**

機関代表者会議の主催者は、保育所、児童館とも、「区市町村の福祉関係課」であった場合が最も多く、保育所で111人(56.1%)、児童館で109人(54.8%)であった。

この傾向は、幼稚園及び小中学校を対象とした調査でも同様であった。

**問 9-1-④ あなたは、機関代表者による会議をどのように評価していますか(表Ⅲ-9-1-④、表Ⅲ-9-1-④-1、表Ⅲ-9-1-④-2、表Ⅲ-9-1-④-3)**

続けて、機関代表者会議に対する評価について、優先順位付で3つまで選択肢からの回答を求めた。

その結果、最もあてはまるものとして回答があったものでは、保育所、児童館とも「適切に運営されている」で、それぞれ94人(47.5%)、84人(42.2%)であった。そのほか、「形式ばかりにとらわれて本来の機能を発揮していない」「機関や人が情報を抱え込む結果、情報共有や対応ができない」がいずれの機関においても10%台で回答があった。

二番目の評価になると、「適切に運営されている」への回答はきわめて限られたものとなり、代わりに無回答がいずれの機関でも半数を超え、圧倒的多数となった。「機関や人が情報を抱え込む結果、情報共有や対応ができない」はここでも10%台の回答があったが、「形式ばかりにとらわれて本来の機能を発揮していない」という評価は10%を割り込み、代わりに「発言や取り決め内容がその後の対応に活かされない」が保育所で26人(13.1%)、児童館で18人(9.0%)と10%前後の回答を集めた。

三番目の順位での評価内容になると、無回答が保育所で137人(69.2%)、児童館で144人(72.4%)となり、具体的な評価については、「発言や取り決め内容がその後の対応に活かされない」が保育所で26人(13.1%)、児童館で18人(9.0%)と10%前後の回答を集めたほかは、特記すべき特徴は見られなかった。

これら回答について、優先順位をはずして複数回答として処理すると、「適切に運営されている」が最も多く、保育所で100人(50.5%)、

児童館で92人(46.2%)であった。続いて、「形式ばかりにとらわれて本来の機能を発揮していない」「機関や人が情報を抱え込む結果、情報共有や対応ができない」「発言や取り決め内容がその後の対応に活かされない」の3項目がいずれの機関でも25~30%の回答割合となっており、機関代表者会議の運営課題を示すものとなった。

ちなみに、これについても昨年度調査結果と同様の傾向であった。

**問 9-2-① (関係機関職員を対象とした研修会について)その研修会の主催はどこでしたか(表Ⅲ-9-2-①)**

問9で「関係機関職員対象の研修会」と回答した者に、その研修会の主催者をたずねた。その結果、主催者は、機関代表者と同じく、「区市町村の福祉関係課」が最も多く、保育所で303人(61.0%)、児童館で218人(63.2%)であった。

昨年度調査でも、主催は「区市町村の福祉関係課」が最も多かったが、小中学校が相対的に「児童相談所」に回答する割合が高かった。

**問 9-2-② あなたは、その研修会をどのように評価していますか(表Ⅲ-9-2-②)**

評価に関しては、「とても役に立った」が保育所で214人(43.1%)、児童館で134人(38.8%)、「まあまあ役に立った」がそれぞれ227人(45.7%)、169人(49.0%)という回答状況となっており、おおむね肯定的な評価が与えられていることがわかった。

昨年度調査でも同様の結果が得られている。

**問 9-3-① あなたは、実務者会議に定例的に出席していますか(保育所のみ)の設問(表Ⅲ-9-3-①)**

問9で「実務者会議」に回答した者に、その状況を尋ねた。まず、出席状況については、「必要に応じ出席している」が92人(53.8%)と最も多く、「ほとんど出席している」は27人(15.8%)、「出席していない」は34人(19.9%)であった。



○虐待事例遭遇の有無とのクロス集計結果(クロス表Ⅲ-12-1)

遭遇事例があった者の方が、「必要に応じ出席している」割合が高かった。

問 9-3-② 実務者会議では、あなたが関係する事例についての情報交換が行われましたか(表Ⅲ-9-3-②-1)

実務者会議において、関係する事例についての情報交換があったか尋ねたところ、「行われた」が 84 人(49.1%)、「行われなかった」が 42 人(24.6%)であった。

問 9-3-③ 実務者会議の主催はどこでしたか(表Ⅲ-9-3-③)

「実務者会議」に回答した保育所職員に対して、会議の主催者をたずねた。その結果、「区市町村の福祉関係課」が最も多く、半数弱の回答を集めた。

問 9-3-④ あなたは、実務者会議をどのように評価していますか(表Ⅲ-9-3-④、表Ⅲ-9-3-④-1、表Ⅲ-9-3-④-2、表Ⅲ-9-3-④-3)

ここでも会議に対する評価について、優先順位付で3つまで選択肢から回答を求めた。

一番目にあげられたものとしては、「適切に運営されている」で 92 人(53.8%)であった。そして、「機関や人が情報を抱え込む結果、情報共有や対応ができない」に 10%台で回答があったが、そのほかの選択肢への回答で 10%を超えるものはなかった。

二番目には、機関代表者会議への評価と同じく、「適切に運営されている」が減少し、代わりに無回答が最も多くなった。そして、「機関や人が情報を抱え込む結果、情報共有や対応ができない」が 17 人(9.9%)、「発言や取り決め内容がその後の対応に活かされない」が 17 人(9.9%)と 10%前後の回答を集めた。

三番目には、無回答が 117 人(68.4%)と圧倒的に多く、そのほかの選択肢では、「個人情報が外部に漏れるのではないかと心配である」が 18 人(10.5%)と 10%台の回答があったほかは、特記すべき特徴は見られなかった。

ここでも、これら回答について、優先順位をはずして複数回答として処理すると、「適切に運営されている」が最も多く、95 人(55.6%)であった。続いて、「機関や人が情報を抱え込む結果、情報共有や対応ができない」が 52 人

(30.4%)、「発言や取り決め内容がその後の対応に活かされない」が 37 人(21.6%)となっており、次いで「個人情報が外部に漏れるのではないかと心配である」が 34 人(19.9%)となっていた。

○職種とのクロス集計結果(クロス表Ⅲ-13-1-1)

複数回答の回答傾向について、職種とのクロス集計を行った。その結果、「適切に運営されている」と回答した所長は、実務者会議に参加経験のある所長の 60.3%であり、常勤保育士では 59.6%とほぼ変わらなかった。そのほか、主たる結果である「機関や人が情報を抱え込む結果、情報共有や対応ができない」「発言や取り決め内容がその後の対応に活かされない」「個人情報が外部に漏れるのではないかと心配である」についても同様の結果であり、特記すべき特徴は見られなかった。

問 9-4-① あなたは、実務者で構成されるケース検討会議に定例的に出席していますか(表Ⅲ-9-4-①)

次に、問9で「実務者で構成されるケース検討」に回答した者に対して、いくつかの事項について尋ねた。

まず、出席状況であるが、「必要に応じ出席している」が、保育所で 117 人(58.2%)、児童館で 154 人(65.8%)と最も多く、「ほとんど出席している」が、保育所で 37 人(18.4%)、児童館で 32 人(13.7%)、「出席していない」が保育所で 31 人(15.4%)、児童館で 29 人(12.5%)であった。

これも、昨年度調査結果と同様の結果であった。

○虐待事例遭遇の有無とのクロス集計結果(保育所は除く)(クロス表Ⅲ-12-2)

幼稚園、小中学校、児童館のいずれにおいても、遭遇経験があった者の方が、「必要に応じ出席している」割合が高かった。

問 9-4-② 実務者で構成されるケース検討会議では、あなたが関係する事例が検討対象とされましたか(表Ⅲ-9-4-②)

そこで関係するケースが検討対象となったかを尋ねたところ、保育所では、「検討対象とされた」が 142 人(70.6%)、「検討対象とはなら

なかった」が 26 人(12.9%)であった。児童館では、「検討対象とされた」が 151 人(64.5%)、「検討対象とはならなかった」が 35 人(15.0%)であった。

機関横断的に見ると、「検討対象とされた」が、幼稚園で 21 人(55.3%)と相対的に低くなっているほかは、ほぼ同様の結果であった。

#### 問 9-4-③ 実務者で構成されるケース検討会議の主催はどこでしたか(表Ⅲ-9-4-③)

会議の主催者については、保育所、児童館とも、「区市町村の福祉関係課」が圧倒的に多かった。

#### 問 9-4-④ あなたは、実務者で構成されるケース検討会議をどのように評価していますか(表Ⅲ-9-4-④、表Ⅲ-9-4-④-1、表Ⅲ-9-4-④-2、表Ⅲ-9-4-④-3)

先ほどと同様に、優先順位付で当該会議についての評価を求めた。

その結果、一番目にあげられたものとしては、「適切に運営されている」で保育所が 117 人(58.2%)、児童館が 122 人(52.1%)であった。そして、「機関や人が情報を抱え込む結果、情報共有や対応ができない」が、保育所で 19 人(9.5%)、児童館で 29 人(12.4%)と、10%前後で回答があった。

二番目には、機関代表者会議への評価と同じく、「適切に運営されている」が減少し、代わりに無回答が最も多くなった。そして、保育所では、「発言や取り決め内容がその後の対応に活かされない」が 20 人(10.0%)、「機関や人が情報を抱え込む結果、情報共有や対応ができない」が、18 人(9.0%)、児童館で 26 人(11.1%)、「発言や取り決め内容がその後の対応に活かされない」が 26 人(11.1%)と 10%前後の回答を集めた。

三番目には、無回答が保育所で 160 人(79.6%)、児童館で 177 人(75.6%)と圧倒的に多く、そのほかの選択肢では、児童館で「個人情報が外部に漏れるのではないかと心配である」が 23 人(9.8%)と 10%前後の回答があったほかは、特記すべき特徴は見られなかった。

ここでも、これら回答について、優先順位をはずして複数回答として処理すると、「適切に運営されている」が最も多く、保育所で 122 人(60.7%)、児童館で 135 人(57.7%)であった。

続いて、保育所では、「機関や人が情報を抱え込む結果、情報共有や対応ができない」「発言や取り決め内容がその後の対応に活かされない」がいずれの機関でも 20%を超える回答割合となっており、次いで「個人情報外部に漏れるのではないかと心配である」が保育所で 18 人(9.0%)、児童館で 35 人(15.0%)となっていた。

幼稚園、小中学校においても、同様の結果であった。

#### ○職種とのクロス集計結果(児童館のみの集計)(クロス表Ⅲ-13-1-2)

複数回答の回答傾向について、職種とのクロス集計を行った。その結果、「適切に運営されている」と回答した実践現場の代表者は、ケース検討会議に参加経験のある代表者の 62.5%であり、副代表者では 53.1%、放課後児童指導員では 57.1%と大きな開きは見られなかった。そのほか、主たる結果である「機関や人が情報を抱え込む結果、情報共有や対応ができない」「発言や取り決め内容がその後の対応に活かされない」「個人情報外部に漏れるのではないかと心配である」についても同様の結果であり、特記すべき特徴は見られなかった。

#### 問 9-5 (会議に出席したことのない回答者について)その理由は何ですか(表Ⅲ-9-5)

問9に関する最後の設問として、問9で「会議に出席したことはない」と回答した者に、その理由をたずねた。その結果、いずれの機関でも「会議出席の要請がないから」が 60%弱の回答割合を占め、次に「児童虐待防止ネットワークの会議があることを知らない」が保育所で 1,640 人(36.0%)、児童館で 1,098 人(35.3%)、「該当事例がないから」が保育所で 1,134 人(24.9%)、児童館で 674 人(21.7%)であった。

#### 問 10 あなたは、虐待に対する保育所等の対応についてどう思われますか(表Ⅲ-10、表Ⅲ-10-1)

「その他」を含む9つの選択肢から、回答者が所属する機関の虐待対応について評価を求めた。

保育所では、「適切に対応している」が 2,960 人(43.9%)と最も多かった。

児童館では、「適切に対応している」は1,073人(23.7%)にとどまり、「虐待問題に対する専門的知識が不足している」が、1,681人(37.1%)と最も多かった。

保育所におけるこの選択肢への回答は、1,658人(24.6%)であった。

そのほか、「放課後児童健全育成事業・保育所内で虐待問題について協議する機会が少ない」がいずれの機関でも20%を超える回答を集めた。そのほかにも20%を超えるような回答を集めた選択肢はなかった。

続いて、ここで回答したもののうち、最も該当するものを一つ選ぶよう求めたが、保育所、児童館のいずれにおいても60%以上が無回答であった。回答があったもののうち、10%を超える割合を示したものは、保育所においては「適切に対応している」で837人(12.4%)、児童館では「虐待問題に対する専門的知識が不足している」で472人(10.4%)であった。

幼稚園、小中学校については、保育所と同様の結果であったが、その回答割合はやや異なるものであった。たとえば、「(所属機関内で)虐待問題について協議する機会が少ない」は、中学校では34.5%であったが、公立幼稚園及び保育所では23.1%であり、その間には10%以上の開きが見られた。「虐待問題に対する専門的知識が不足している」では、中学校では37.0%が該当していたが、保育所は24.6%であり、やはり10%以上の開きが見られた。「(所属機関内での)役割分担のシステム化」では、中学校が22.1%であったのに対して、幼稚園は13.2%であった。

#### ○職種とのクロス集計結果(クロス表Ⅲ-14-1、クロス表Ⅲ-14-2)

職種による認識の相違の有無を検討するため、クロス集計を行った。

保育所では、所長の43.7%、常勤主任保育士の42.0%、常勤保育士の43.7%が「適切に対応している」に回答していた。すなわち、職種間での認識の差は見られなかった。

児童館では、実践現場の代表者の33.4%、副代表者の22.2%、放課後児童指導員の20.9%が「適切に対応している」と回答しており、代表者の方が肯定的に評価する傾向が見られた。幼稚園、小中学校に対する調査でも、児童館と同様の結果で、幼稚園では教頭、常勤助教諭、園長、小中学校では校長、教頭、

児童指導主任が肯定的に評価する傾向が見られた。

なお、そのほかの主たる選択肢である「虐待問題に対する専門的知識が不足している」「放課後児童健全育成事業・保育所内で虐待問題について協議する機会が少ない」については、保育所及び児童館では職種間で大きな開きは見られなかった。一方、教育機関においては、管理職と実際にケースに密接にかかわる立場にある職種とで評価が割れる傾向にあり、具体的には管理職の方が肯定的な評価をする傾向が見られた。

#### ○虐待事例遭遇の有無とのクロス集計結果(クロス表Ⅲ-15-1、クロス表Ⅲ-15-2)

虐待事例遭遇の有無とのクロス集計結果を行った。

保育所では、遭遇経験がある群の方がいない群と比して、「適切に対応している」と回答する割合が約10%高かった。

児童館では、遭遇経験のある群のうち25.4%が、いない群では22.8%が「適切に対応している」と回答しており、その認識にあまり差は見られなかった。単純集計で回答数の多かった「放課後児童健全育成事業・保育所内で虐待問題について協議する機会が少ない」は、遭遇経験がある群で10.5%、いない群で3.8%と、10%以内での開きが見られた。「虐待問題についての専門的知識が不足している」については、それぞれ40.4%、36.0%と、やはりあまり大きな開きは見られなかった。

幼稚園及び小中学校では、経験ある群で、「適切に対応している」との回答比率が高くなっているものの、否定的な選択肢についても、経験のある方が多く回答していた。

#### 問11 あなたは、児童相談所に通告したり、児童相談所と連携した経験がありますか(表Ⅲ-11)

児童相談所への通告ないし児童相談所との連携経験についてたずねた。いずれの機関においても、「経験がない」が圧倒的に多く、保育所では5,477人(81.2%)、児童館では3,674人(81.1%)であった。

幼稚園では、同様に、「経験がない」が80%を超えていたが、小学校では9,475人(73.9%)、中学校では2,744人(64.9%)であった。

○職種とのクロス集計結果(クロス表Ⅲ-16-1、  
クロス表Ⅲ-16-2)

連携の要となる職種を特定する一助になると考え、職種とのクロス集計を行った。

保育所では、所長の 35.0%、常勤主任保育士の 17.1%、常勤保育士の 9.6%が「経験がある」と回答しており、職種との関連が大きいことが伺えた。児童館でも同様に、「実践現場の代表者」の方が副代表者、放課後児童指導員よりも「経験がある」に回答する割合が明らかに高かった。

幼稚園、小中学校においても、管理職が「経験がある」と回答する傾向が見られた。

問 12 あなたは、児童相談所の虐待対応にどのようなことを期待しますか(表Ⅲ-12、表Ⅲ-12-1、表Ⅲ-12-2、表Ⅲ-12-3)

児童相談所の虐待対応へ期待するものについて、全職員について優先順位付で3つまで回答を求めた。

一番目に挙げられたものとしては、保育所、児童館とも「迅速な対応」で、いずれも 60%強の回答割合であった。そのほかには 10%を超えて回答を集めた選択肢はなかった。

二番目では、複数の選択肢に回答が集まった。最も多かったのは、「保護者が拒否しても職権により家庭に立ち入るなど、調査」で、保育所で 1,395 人(20.7%)、児童館で 864 人(19.1%)であった。そして、「保護者の権利より子どもの権利を優先してほしい」「家庭から子どもを引き離すべきかどうかについての的確判断」のふたつに対して、いずれの機関からも 15%前後の回答があった。

三番目には、二番目でも多かった「保護者の権利より子どもの権利を優先してほしい」に加え、「専門的な観点からの保育所などへの助言や支援」と「調査結果や援助方針、援助経過などについての情報提供」に対して 10%台で回答があった。

これら回答について、優先順位を考慮せず、複数回答として集計を行ったところ、圧倒的に多かったのは、いずれの機関においても「迅速な対応」で、保育所で 4,944 人(73.3%)、児童館で 3,346 人(73.8%)であった。

また、二番目に多かったのは、いずれの機関にも共通して、「保護者が拒否しても職権により家庭に立ち入るなど、調査」で、保育所で 2,924 人(43.4%)、児童館で 1,963 人

(43.3%)であった。

三番目には、「保護者の権利より子どもの権利を優先してほしい」で、保育所で 2,141 人(31.8%)、児童館で 1,319 人(29.1%)であった。

四番目には、保育所は「専門的な観点からの保育所などへの助言や支援」で 1,856 人(27.5%) (当該選択肢に対する児童館の回答割合は 20.6%)、児童館は「家庭から子どもを引き離すべきかどうかについての的確な判断」で 1,141 人(25.2%)であった(当該選択肢への保育所の回答割合は 23.6%)。

そのほか、20%を超えた回答があったのは、保育所の「調査結果や援助方針、援助経過などについての情報提供」で 1649 人(24.5%)であった。そのほかの選択肢への回答割合を見ても 15%を下回るようなものはきわめて限られており、多様な期待が児童相談所に寄せられていることが明らかであった。

昨年度調査では、第1位にあげられることが多かったのは、保育所、児童館と同様に、「迅速な対応」で、二番目がやはり「保護者が拒否しても職権により家庭に立ち入るなど、調査」及び「家庭から子どもを引き離すべきかどうかについての的確な判断」、三番目には「専門的な観点からの保育所などへの助言や支援」が回答されることが多かった。あげられる選択肢としては、ほぼ同様のものではあったといえるが、機関横断的に見ると、具体的な回答割合に差が見られた。

たとえば、「家庭から引き離すべきかどうかの的確な判断」を期待するものは、幼稚園と保育所が 20%台前半、児童館が約 25%、小中学校が 20%台後半となっており、年齢との関連を示唆する結果であった。また、「保護者の権利より子どもの権利を優先して欲しい」は、中学校は 20%未満、小学校及び幼稚園が 20~25%程度、児童館が 29.1%、保育所が 31.8%と大きな開きが見られた。もう一つ、「専門的な観点からの関係機関への助言や支援」を期待するものは、幼稚園及び小中学校ではいずれも 30%を超えているが、保育所では 27.5%、児童館にいたっては 20.6%であった。

○職種とのクロス集計結果(クロス表Ⅲ-17-1、  
クロス表Ⅲ-17-2)

複数回答の傾向について、職種とのクロス集

計を行った。

圧倒的に多かった「迅速な対応」については、保育所、児童館とも職種で回答傾向に違いは見られなかった。単純集計で回答が多かったほかの選択肢についても、職種間で10%を超えるような大きな差は見られなかった。

#### ○虐待事例遭遇の有無とのクロス集計結果(クロス表Ⅲ-18-1、クロス表Ⅲ-18-2)

虐待遭遇事例の有無とのクロス集計結果でも特記すべき事項はなかった。いずれの機関においても、職種間での開きは顕著には見られなかった。

#### 問 13 児童相談所に対するイメージ(表Ⅲ-13)

児童相談所に対するイメージをたずねたところ、「適切に対応している」は保育所で988人(14.7%)、児童館で522人(11.5%)であり、むしろ何らかのネガティブなイメージを持っていることがわかった。

最も多かったのは、「職員が不足しており、忙しい」で、保育所で2,611人(38.7%)、児童館で2,197人(48.5%)であった。

次に多かったのが、「対応が遅い」で、保育所で2,489人(36.9%)、児童館で1,697人(37.4%)であった。

そのほか、いずれかの機関で20%以上の回答を集めたものを見ると、「家庭から子どもを引き離すべきかどうかについての判断が甘い」が、保育所で1,905人(28.3%)、児童館で1,361人(30.0%)、「子どもの権利より保護者の権利を優先しているため、弱腰」が、保育所で1,856人(27.5%)、児童館で1,266人(27.9%)、「調査結果や援助方針、援助経過などについて情報提供不十分」が、保育所で1,307人(19.4%)、児童館で981人(21.6%)であった。

これに昨年度調査結果を重ね合わせてみると、「職員が不足しており、忙しい」ということが比較的共通してもたれているものであるといえる。ただし、児童相談所と連携することが多い中学校(問11)では52.4%の教職員がこれに回答し、小学校及び児童館も50%近くの回答を集めたが、幼稚園と保育所の回答割合は30%台後半であった。

また、多忙さと表裏一体の問題であるが、「対応が遅い」も比較的多くの回答があった選択

肢である。幼稚園及び小学校では20%台、中学校では30.0%、保育所と児童館では30%台後半の回答割合となっており、とくに福祉施設からは厳しい評価がなされている。ちなみに、「適切に対応している」という選択肢には、小中学校では約25%が回答しているが、保育所は14.7%、児童館にいたっては11.5%とかなり低い割合となっている。

そのほかにもネガティブなイメージは、保育所、児童館からの回答を中心として、多くあげられている。「家庭から子どもを引き離すべきかどうかについての判断が甘い」は、小中学校では10%台半ば、幼稚園では10%台後半であったが、保育所で28.3%、児童館では30.0%であった。「子どもの権利より保護者の権利を優先しているため、弱腰である」というものには、教育機関はいずれも10%台であったが、保育所及び児童館では約28%であった。そして、「調査結果や援助方針、援助経過などについて情報提供不十分」は、教育機関ではやはり10%台後半、保育所及び児童館は約20%であった。

なお、児童相談所にとって肯定的な選択肢である「専門性が低い」への回答割合は、いずれの機関においても、きわめて低かった。

#### ○職種とのクロス集計結果(クロス表Ⅲ-25-1、クロス表Ⅲ-25-2)

職種によって児童相談所に対するイメージに違いがあるかを検討するため、クロス集計を行った。

保育所では、「適切に対応している」には、所長の25.5%、常勤主任保育士の12.1%、常勤保育士の15.4%が回答しており、所長による回答割合が高い傾向が見られた。最も回答数が多かった「職員が不足しており、忙しい」には、所長の50.5%、常勤主任保育士の47.5%、常勤保育士の40.3%が回答していた。「対応が遅い」には、所長の27.8%、常勤主任保育士の34.9%、常勤保育士の36.1%が回答していた。そのほか、単純集計で比較的回答が多かった「家庭から子どもを引き離すべきかどうかについての判断が甘い」「子どもの権利より保護者の権利を優先しているため、弱腰」「調査結果や援助方針、援助経過などについて情報提供不十分」については、それほど大きな差は職種間で見られなかった。

児童館では、「適切に対応している」には、実

実践現場の代表者の18.3%、副代表者の9.3%、放課後児童指導員の11.9%が回答していた。最も回答数の多かった「職員が不足しており、忙しい」は、実践現場の代表者が54.8%、副代表者が47.6%、放課後児童指導員が48.0%であった。「対応が遅い」には、実践現場の代表者の33.6%、副代表者の39.7%、放課後児童指導員の35.1%が回答していた。そのほか、単純集計で比較的回答が多かった「家庭から子どもを引き離すべきかどうかについての判断が甘い」「子どもの権利より保護者の権利を優先しているため、弱腰」「調査結果や援助方針、援助経過などについて情報提供不十分」については、職種間であまり差がなかった。

#### ○虐待事例遭遇の有無とのクロス集計結果(クロス表Ⅲ-26-1、クロス表Ⅲ-26-2)

虐待事例遭遇の有無とクロス集計を行った。

保育所では、「適切に対応している」には、遭遇経験があった者の16.1%が、なかった者の14.2%が回答していた。「職員が不足しており、忙しい」には、経験あり群では52.3%が回答していたのに対して、経験なし群では32.0%であった。「対応が遅い」には、経験ありの33.9%、経験なしの38.6%が回答していた。単純集計で比較的回答が多かったもののうち、「家庭から子どもを引き離すべきかどうかについての判断が甘い」「子どもの権利より保護者の権利を優先しているため、弱腰」については「対応が遅い」と同様、大きな差が見られなかったが、「調査結果や援助方針、援助経過などについて情報提供不十分」では、経験あり群の23.1%回答していたのに対して、経験なし群が16.3%と8%程度の差が見られた。

児童館では、「適切に対応している」には、遭遇経験があった者の13.7%が、なかった者の10.6%が回答していた。「職員が不足しており、忙しい」には、経験あり群では59.5%が回答していたのに対して、経験なし群では43.7%であった。「対応が遅い」には、経験ありの37.2%、経験なしの38.0%が回答していた。単純集計で比較的回答が多かったもののうち、「家庭から子どもを引き離すべきかどうかについての判断が甘い」「子どもの権利より保護者の権利を優先しているため、弱腰」については、「対応が遅い」で見た結果同様、あまり差が見られなかったが、「調査結果や援助方針、援助

経過などについて情報提供不十分」では、経験あり群の25.8%回答していたのに対して経験なし群が19.8%と、やや差があるように見受けられた。

#### 問14 児童虐待によりよく対応するため、行政に何を望みますか(表Ⅲ-14)

最後に、児童虐待対応に関して行政に望むことを、「その他」「特にない」を含む10の選択肢を用いて回答を求めた。

その結果、「虐待対応について相談できる専門機関の整備」が、保育所で3,872人(57.4%)、児童館で2,502人(55.2%)といずれの機関でも半数を超えた。また、「カウンセラー等専門家の配置や派遣」について、保育所で3,574人(53.0%)、児童館で2,251人(49.7%)とほぼ半数が回答した。

次に、40%前後の回答を集めたものとして、「児童虐待についての研修の充実」が、保育所で2,773人(41.1%)、児童館で2,000人(44.1%)、「児童虐待に対応する職員の加配」が、保育所で2,639人(39.1%)、児童館で1,876人(41.4%)であった。

次に多かったのが、「被虐待児童救済のための関係機関からなるサポートチーム」で、保育所で2,135人(31.7%)、児童館で1,598人(35.3%)であった。そのほか、20%を超える回答を集めたものとしては、「誤った通告をしても法的責任、勤務評定上の不利益がない」があり、保育所で1,502人(22.3%)、児童館で1,158人(25.5%)であった。ちなみに、「特にない」に対する回答は、いずれの機関でも1.0%であった。

教育機関においては、「虐待対応について相談できる専門機関の整備」が10,254人(54.8%)、「児童虐待についての研修の強化」が8,598人(46.0%)、「カウンセラー等専門家の配置や派遣」が8,207人(43.9%)、「被虐待児童救済のための関係機関からなるサポートチーム」が6,782人(36.2%)という結果であった。

(澁谷昌史)

## 5. 調査票Ⅲ(問15:ビネット調査)

### (1) 単純集計

#### ① 全体的結果(表Ⅲ-16-1、表Ⅲ-16-3)

虐待に関する具体的な行為に関して、通告する必要があるかどうかを「明らかに必要がある」「多分必要がある」「どちらともいえない」「多分必要がない」「明らかに必要がない」の5段階に分けて質問した。

結果を分析するために、「明らかに必要がある」を5点、「多分必要がある」を4点「どちらともいえない」を3点、「多分必要がない」を2点、「明らかに必要がない」を1点と点数化した。

ビネット全体の平均をとってみると、保育所3.97、児童館3.96とほとんど差が見られなかった。昨年度の調査でも施設間の顕著な差は認められなかった。

保育所で、ビネットの得点平均が4.5以上のものは10項目あり、「14. 子どもにタバコの火を押しつける」4.88、「28. 『殺してやる』と包丁を子どもに突きつける」4.82、「36. 生命に危険があるのに病院に連れて行かない」4.79、「32. 親が子どもの性器を愛撫する」4.78、「10. 自分の性器を子どもに触らせる」4.74、「17. 親が18歳未満の子どもと性交する」4.72、「23. 親が思春期の娘の胸を愛撫する」4.66、「29. 親が酒に酔うと、子どもを叩いている」4.64、「33. 世話を嫌がりミルクを与える回数が不足」4.6、「7. 子どもの腹を足で蹴り上げる」4.55であった。

児童館ではビネットの得点平均が4.5以上のものは9項目あり、「14. 子どもにタバコの火を押しつける」4.87、「28. 『殺してやる』と包丁を子どもに突きつける」4.8、「36. 生命に危険があるのに病院に連れて行かない」4.79、「32. 親が子どもの性器を愛撫する」4.78、「10. 自分の性器を子どもに触らせる」4.76、「17. 親が18歳未満の子どもと性交する」4.74、「23. 親が思春期の娘の胸を愛撫する」4.65、「29. 親が酒に酔うと、子どもを叩いている」4.61、「33. 世話を嫌がりミルクを与える回数が不足」4.59であった。4.5以上では保育所と児童館では順位は変わらず、また昨年度の結果を見ても、4.5以上で順位の変化はあるものの、挙がっている項目にそれほど違いはなかった。

逆に得点平均が低い項目を見てみると、保育所、児童館とも「26. 高熱を座薬により下げ保育所に連れて行く」、「6. 親が思春期の異性の子どもと一緒に風呂に入る」、「35. 罰として大事にしていたおもちゃを捨てる」となっていた。こちらも挙がっている項目に昨年度との

違いは見られなかった。

## ② 虐待種別と得点(表□-16-2)

各虐待種別の得点について種別に見てみると、保育所では身体的虐待4.19、性的虐待4.11、ネグレクト3.99、心理的虐待3.65であった。児童館では、身体的虐待4.11、性的虐待4.14、ネグレクト4.00、心理的虐待3.64であった。年齢が低い児童館と比較して保育所の方が、直接生命の危険と結びつきやすい身体的虐待の得点が高くなり、逆に性的虐待の得点が低かった。

昨年度の結果も踏まえ、日頃接している子どもの年齢層で比較すると、年齢が低い施設ほど生命のリスクが高くなると考えられる身体的虐待の割合が高くなり、逆に年齢が上がると性的虐待の割合が高くなる傾向が見られた。しかし、リスクの多少はあるもののあくまで事例は個別であり、低年齢層での性的虐待や、逆に高年齢での身体的虐待も報告されていることから、発生の可能性については周知される必要がある。

また、いずれの施設種別とも心理的虐待の得点が低くなっている。心理的虐待は外見からは分かり難く、虐待の判断も難しいものであるが、その有害性や見極めの方法、対応について周知する必要がある。

## (2) クロス集計

### ① ビネット×性別(クロス表Ⅲ-16-1-①、クロス表Ⅲ-16-1-②)

保育所では、全体で16項目に有意な差が見られたが、そのうち男性のほうが高かったのは、「Q15-7. 子どもの腹を足で蹴り上げる」、「Q15-26. 子どもの高熱を座薬により下げ、翌朝保育所に連れて行く」の2項目であった。それ以外の項目では女性のほうが相対的に高かった。

逆に、児童館では、全体で17項目で統計的に有意な差が見られたが、そのうち9項目で男性が高く、その内訳は「Q15-7. 子どもの腹を足で蹴り上げる」、「Q15-9. 子どもが仲間と飲酒しているのに、親は何も言わない」、「Q15-11. 親が子どもを叩いたが、けがやあざは生じなかった」、「Q15-15. 親が「お前はいつ見てもデブだね」という」、「Q15-16. 親が自分の好みで娘に露出度の高い服を着せる」、「Q15-26. 子どもの高熱を座薬により下

げ、翌朝保育所に連れて行く」、「Q15-30. 罰として、子どもの頭をつるつるに剃る」、「Q15-35. 罰として、子どもの大事にしていたおもちゃを捨てる」、「Q15-38. 親が子どもを叩いたら、あざができた」であった。

昨年度のデータと比較しても、他の施設種別と比較して、保育所が最も性別による差が大きくなっている。

#### ② ビネット×年齢(クロス表Ⅲ-16-2-①、クロス表Ⅲ-16-2-②)

年齢では、「Q15-2. 罰として、子どもを夜中まで外に立たせておく」、「Q15-30. 罰として、子どもの頭をつるつるに剃る」以外は、相対的に年齢が高いほど、身体的虐待や心理的虐待に関しての得点平均が低くなる傾向が見られ、昨年度結果と比較して、よりその傾向が強いことが分かった。

#### ③ ビネット×経験年数(クロス表Ⅲ-16-3-①、クロス表Ⅲ-16-3-②)

経験年数では、経験年数が高いほど得点平均が高い項目が多く(17項目)、逆に経験年数が短い方では保育所10項目、児童館2項目であった。経験年数が高い方が、相対的に虐待に対する認識が高いことが分かった。しかし、年齢と同様、心理的虐待に関して、相対的に得点平均が低くなっていた。

#### ④ ビネット×虐待事例に関わった経験(クロス表Ⅲ-16-4-①、クロス表Ⅲ-16-4-②)

虐待事例に関わった経験では、統計的な差異が認められた項目全てで、虐待事例に関わった経験がある方がより強く虐待と認識する傾向があることが読み取れた。このことは、昨年度の調査でも同様であった。虐待事例に関わることにより、自らが当事者意識をより持ちやすいからではないかと考えられる。

ちなみに差異が認められなかった項目は、保育所では、「Q15-4. 乳幼児が泣いても無視して、抱っこしない」、「Q15-11. 親が子どもを叩いたが、けがやあざは生じなかった」、「Q15-12. 子どもが嫌がるのに、年齢不相応な早期教育強要する」、「Q15-15. 親が『お前はいつも見てもデブだね』という」、「Q15-18. 幼児同士が刃物で遊んでいるのに止めない」、「Q15-22. 精神的に不安定なのに、専門的な診断や援助を受けさせない」、「Q15-

-25. 親がギャンブルにお金を使ったため、給食費が払えない」、「Q15-26. 子どもの高熱を座薬により下げ、翌朝保育所に連れて行く」、「Q15-27. 子どもの話しかけを一切無視して答えない」、「Q15-35. 罰として、子どもの大事にしていたおもちゃを捨てる」の10項目であり、そのうち身体的虐待の1項目以外は、ネグレクトと心理的虐待であった。

また児童館では、「Q15-4. 乳幼児が泣いても無視して、抱っこしない」、「Q15-12. 子どもが嫌がるのに、年齢不相応な早期教育強要する」、「Q15-18. 幼児同士が刃物で遊んでいるのに止めない」、「Q15-22. 精神的に不安定なのに、専門的な診断や援助を受けさせない」、「Q15-26. 子どもの高熱を座薬により下げ、翌朝保育所に連れて行く」、「Q15-35. 罰として、子どもの大事にしていたおもちゃを捨てる」の6項目であり、こちらもネグレクトと心理的虐待であった。

心理的虐待やネグレクト(特に子どもの外見からは分かりにくいネグレクト)は、確かに分かりにくく、また、虐待との判断が難しいことは容易に推測できる。そのため、虐待事例へ関わった経験というより、その人の養育感によるところが大きいと考えられる。逆に、身体的虐待と性的虐待は、具体的な事例に接した体験により、虐待に対する判断がしやすくなると考えられる。

#### ⑤ ビネット×虐待への関心(クロス表Ⅲ-16-5-①、クロス表Ⅲ-16-5-②)

虐待問題への関心については、昨年度、今年度とも統計的な差があった全ての項目で、関心があるほうがより強く虐待と認識していた。また、虐待を発見した場合の通告について、小学校で5項目に関して、差異が認められなかった他は、保育所、幼稚園、児童館、中学校では全ての項目で「通告する」と回答していた方が、より強く虐待と認識する傾向が分かった。具体的に虐待の発見が自らの責務であるということをもまず認識し、関心を持ってもらう必要がある。

#### ⑥ ビネット×虐待を発見した場合の通告(クロス表Ⅲ-16-6-①、クロス表Ⅲ-16-6-②)

調査票Ⅲ問4において、全ての項目で、虐待を発見した場合に通告すると回答している方が得点平均が高いことが分かった。昨年度



と同様顕著な差がみられ、通告するグループと通告しないグループがはっきり分かれることが想定される。したがって、「虐待問題への関心」や「虐待事例に関わった経験」などのクロス集計の結果と併せて考えると、研修を行ったり、事例を共有したりすることで、何が虐待なのかという根本的なことから周知し、どのような悪影響があるかということも含めて重大性を認識しておく必要がある。また、保育所、児童館、幼稚園では、小学校・中学校の教員等と比較して勤務年数が相対的に短くなっており、就職から離職までの回転も早いことが考えられ、就職してからの研修も重要であるが、保育士養成課程においても虐待問題を積極的に採り上げる必要があると考えられる。

(有村 大士)

#### D. 考察

##### (1) 児童福祉施設が所在する保育所、児童館、幼稚園、学校への支援体制の整備(調査票Ⅰ)

本調査において、児童福祉施設から通所している子どものいる施設はきわめて限られたものであることが明らかになったが、児童福祉施設から通所する子どもがいる場合、すべての小中学校において、その人数が「5人以上」であった。被虐待経験を有する子ども等、社会的養護を必要とする子どもには特別なケアが必要であるが、こうした子どもを多く抱えている学校に対しては、さらに実態調査を行い、必要な支援体制を整えていく必要がある。

(澁谷 昌史)

##### (2) チームアプローチ体制(調査票Ⅰ)

虐待対応は、発見者がひとりで抱え込むのではなく、チームアプローチを行うことが必要であるとされる。小・中学校はある程度の規模が確保されていることが多く、例えば第一発見者の担任だけでなく、校長、副校長(教頭)、学年主任等立場の違いや、養護教諭、スクールカウンセラー等専門性の違いを生かしたチームの組成が可能である。虐待として把握されている子どもが複数いる場合、チームも複数組成され、同時並行的に活動することも十分に考えられる。

しかし、保育所、幼稚園等は規模がまちまちであり、小・中学校とは事情が異なることが予

想される。今年度の調査では、保育所、児童館それぞれの、1ヶ所あたりの職員数を算出したが、保育所では全体平均 21.6 人のうち、保育士を除き、平均人数が 1.0 人を超えるのは、「所長」「主任」「嘱託医」「調理員」のみであった。すなわち、平均的に見ると所長1人、主任1人、嘱託医1人(ただし非常勤である割合が高い)、保育士13人という凡その職員構成が浮かび上がる。こうした構成から予想されるチームは、1人ずついる所長と主任を常に核としたものとなるか、それぞれスーパーバイザー的立場の所長、主任、ないしは嘱託医と個別にマンツーマンのチームをつくるか、というものである。組織が小さくなれば、コミュニケーションは図りやすく、対応に小回りが利くというメリットが考えられる反面、複数対応が確保しきれなかったり、一人ひとりの負担が重くなる、視点が固定化されやすいなどのデメリットも予想される。そのあたりは、児童館の場合などは平均職員数が 6 名を切っており、更にその半数は非常勤職員であることを考えると、複数対応やチームアプローチには限界が生じることも考えられる。こうした場合、対応に際してチームをあえて機関内で完結させることを考えるのではなく、例えば子どもが在籍する小学校と共同でチームを組成したり役割分担を行うことの方が有効な手立てとなる可能性もある。

特に、放課後児童健全育成事業を運営する児童館の場合は、二元生活である保育所や幼稚園、学校とは異なり、三元生活になっていることに留意する必要がある。すなわち、保育所や幼稚園などは、家庭と保育所、家庭と幼稚園といったように二元生活の片方に位置するのに対し、児童館は家庭と学校の間位置しており、その位置づけや役割が曖昧になり易い。このため、児童館が子どもや保護者への援助方針について単独で判断し、行動することにはリスクが伴う。従って、虐待が疑われる場合は、先ず学校に相談し、緊密な連携を図ることが重要であり、今回の調査においても遭遇した事例の 66.8%が小学校との連携のもとに援助がなされていることが明らかになっている。

##### (3) 在籍状況と虐待発見の可能性(調査票Ⅱ問1)

虐待は、目に見える明らかな傷が存在したり、子ども本人からの訴えがあったりすれば、発見

とその後の対応に至りやすいが、そうでない場合は子どもの言動その他の注意深い観察の中で、「不自然な」「気になる」点などを手掛かりに発見にこぎつける必要がある。ちょっとした変化に気づくためには、一定の枠組みをもった所属集団の存在は大きく、特に義務教育である小・中学校は、原則的に全ての子どもに所属集団を提供することができるため、虐待の発見や対応において重要な位置づけとなっている。小・中学校ともに、それ以外の機関と比べて、平成14年度以降の虐待把握ケースのうち現在在籍中の子どもの割合が高くなっていることは、発見のみならずその後の対応場面においても、引き続きコンタクトをとれる位置づけにあることを意味している。

これに対し、基本的には義務ではなく任意在籍となる「保育所」「幼稚園」「児童館」では、在籍中の割合は過半数を下回っている。このことは、発見やその後の対応において、これら施設が担う役割やその重要性は小・中学校と何ら変わりはないものの、比較的短いスパンで籍を離れてしまう可能性があり、特に虐待の発覚を機に関係性に変化が生じて退園や転籍をしてしまう場合もあることを考えると、長期にわたり継続した対応が求められる虐待家庭との関わりにおいて、困難が生じやすいことを意味していると思われる。このように退園や転籍等の可能性が高くなるということは、虐待発見後の対応にも少なからず影響を及ぼすであろう。問9において児童相談所等への通告の有無を尋ねているが、その割合は小・中学校が8割前後となっているのに対し、保育所・幼稚園・児童館では徐々に割合が減っているのは、このことを示す意味合いも含まれているものと推察される。

#### (4) ネグレクトケースの見極めと対応(調査票Ⅱ問2)

昨年度と今年度の調査を通じて、把握されている虐待種別の割合が、児童相談所で対応するケースの割合と異なる面があることが明らかになっている。すなわち、児童相談所では総数において1位が「身体的虐待」、2位が「ネグレクト(養育の拒否・怠慢)」であり、年齢別に見ても、「0歳～3歳未満」を除き他の年代は全てそのような傾向が示されているが、今回の調査において、小学校を除いた保育所、幼稚園、児童館、中学校いずれも、「ネグレクト

(養育の拒否・怠慢)」が1位であり、「身体的虐待」は2位であった。小学校でも両者の数値は拮抗しており、概して毎日子どもと直接的に接している実践現場においては、虐待の中でも「ネグレクト(養育の拒否・怠慢)」の問題が大きなウエイトを示していることがわかる。

「ネグレクト(養育の拒否・怠慢)」は、登校(園)等の禁止や、自宅への軟禁、食事を与えないなど、明らかに不適切であると判断できる場合よりも、むしろ養育が十分ではない、といういわゆるグレーゾーンにあるケースが少なくないと思われ、どの線を超えたら「不適切」すなわち虐待と判断すべきか、見極めが難しいものと推察される。当然その見極めのポイントも、当該機関を含め、他の関係機関や地域におけるサポート体制の状況によっても変化する。あわせて発見後の対応も、1回の注意喚起で状況が変化することは基本的には考えにくく、長期にわたる継続的なサポートが必要になることが多い。

このことからすると、発見のみならず、見極めやその後の対応を含めて、例えば担当者のみで対応することには大きな限界があり、チームアプローチの必要性が改めて強く示唆される。時には機関の壁を越え、必要に応じていかに日常的に援助チームを組成するかが重要な課題となると考えられる。

#### (5) 発見時の複数対応の重要性(調査票Ⅱ問3)

チームアプローチは、発見後の対応・援助に際してのみならず、本調査では発見時においても重要であることが確認された。すなわち、虐待を最初に把握するのは、最も直接的に接する機会を持っている担任・担当者であることは当然であるにしても、担任・担当者以外である場合が、いずれの機関でも合わせて5割前後あるのである。このことは、日常的に接しているからこそ発見できる面と、そうでないからこそ疑問や気づきが生じる場合があることを意味しており、複眼的に観察することの重要性を改めて示唆するものである。したがって、担任・担当者以外の立場の人が子どもの言動等に疑問を感じた場合、しかし一番身近な立場の人がそう思っていないのであれば思い過ごしであろうと放置してしまうことの無いよう、発見においても普段から恒常的に複数の立場でコミュニケーションを展開しておくことが不可欠であ

と思われる。

#### (6) 発見のチャンネルの広がり(調査票Ⅱ問4)

虐待の発見は、身体的な様子や子どもの話だけでは把握しきれないことが本調査において確認されている。保育所において身体的様子からの把握が54.5%となっているが、それ以外はいずれも単体では過半数に達しておらず、これは「傷」が見えず、本人も何も「訴え」て来ないから、虐待は「ない」とは全く言えないことを明示するものである。実際に実践現場では、子どもの言動や登校(園)状況、保護者の様子や他の保護者の話など、様々な情報源を駆使して虐待の発見が行われていることは、今回の調査でこれらの項目にも数値が分散していることからよくわかる。とりわけ、虐待好発年齢でありながら、直接的な言語化による訴えが期待し難い低年齢児においては、子どもの様子のみならず、保護者の様子から発見あるいは確信に至る場合が少なくない(保育所・幼稚園ともに3割を超えている)ことは特筆すべきである。この保護者の様子から気づきに至る場合が多いのは、送り迎えのとき等に保護者と接する機会が日常的にあることによるものであり、その点は児童館においても同様の傾向が見られるが、一方でそれに比して日常的に接する機会が限られていると思われる小・中学校においても、2割を超えるケースで「保護者の様子」から把握につながっており、発見に向けては様々なチャンネルを広げることの必要性、また実際にそうした取り組みがなされていることが確認された。

#### (7) 心理的虐待の発見(調査票Ⅱ問4)

今回の調査では、心理的虐待の把握割合が、児童相談所の対応件数と比べ、いずれの機関においても低くなっており、把握することの難しさの現れであると考えられるが、心理的虐待の発見において、他の種別と特徴的に異なることは、「保護者の様子」からの把握がいずれも高くなっていることである。このことから、例えば保護者が子どもに対し極端なしかり方をしていたり、子どもの存在を否定するような発言を耳にするなど、直接的な場面への遭遇・目撃が、心理的虐待の発見には決定的な手掛かりとなる場合が多いものと考えられる。

虐待の発見には、子どもの様子のみならず、

保護者や家族を含めた様子の観察や情報の収集が重要な鍵を握っているが、そうした機会をそれぞれの機関が、あるいは他機関との連携の中でどのように確保して行くかが課題であると考えられる。

#### (8) チームアプローチの状況(調査票Ⅱ問5～問7)

虐待を把握した後、そのことを誰にも相談しなかったのは、幼稚園・中学校では0件、その他の機関でも1%に満たない数値であり、最初に把握したのがどのような立場の人であったとしても、複数での検討・対応がかなり徹底されていることが推察される。

しかし、その後の情報の集約・進行管理を、最も子どもと直接接する機会の多い担任や担当者が担っているケースが、幼稚園・小学校において10%を超えているほか、他の機関でも6~7%あり、情報の把握の点でメリットがあるとはいえ、担任・担当者への負担超過のみならず、身近であるが故に判断が主観的になりやすいなどのデメリットが生じることが危惧される。虐待対応で重要となるチームアプローチのマネジメントを、担任・担当者が合わせて行うことの困難性は十分に認識される必要があると思われる。

また、対応策の検討・決定に関して、「特に行わなかった」とするものが、幼稚園では0件であったが、中学校0.5%、保育所1.6%、小学校1.9%、児童館5.1%と、わずかながら存在し、チームアプローチが機能しているかという点で、疑問が残る。会議において検討・決定を行うか、上司等に個別に相談する形で行うかは、一概にどちらかの優位性を判断することはできず、組織の規模や状況に応じて選択されたものであると考えられる。

#### (9) 対応の決定と通告の状況(調査票Ⅱ問8、問9)

今回の調査では、いずれの機関においても、様子を見たり、子どもや保護者への指導を行うなどという対応について、担任・担当者への負担が高いことがわかった。特に、担任・担当者が「様子を見る」対応が選択されるのはいずれの機関でも5割から6割超であり、通告等の具体的対応が必要であると判断できないようなグレーゾーンのケースが多数存在することが予想される。実際にはこれに加えて児童相談所

等での対応後の経過を、長期にわたって見る必要のあるケースもあるのであり、担任・担当者の負担は限りなく、この意味からもチームアプローチによる責任や役割の分散が求められるところである。

一方で、児童相談所への通告が決定される割合は、小学校で過半数を超え、中学校では7割に達しているが、保育所・幼稚園・児童館では2割～4割程度に留まっており、機関内で対応可能な軽微な事例が多いか、そうでなければ抱え込んでしまう傾向が強いものと考えられる。ただし、児童館では(2)で述べたように、まず小学校と連携するケースが多く、直接児童館が児童相談所に通告する例は少ないと考えられる。

虐待通告は時機を逸すると急激に取り返しのつかない事態に至る可能性を秘めたものであり、仮に抱え込む場合が多いのであるならば、通告・連絡・相談の重要性についての周知とともに、児童相談所等通告先機関がより身近な存在となるよう、日頃からの連携の強化が求められる。

#### (10) 通告先との連携の課題と問題点

虐待通告に際し、虐待であると確信していたケースは、いずれの機関においても5割前後の数値であった。このことは、虐待であった場合にその後の対応等において連携を図ることのみならず、虐待であると判断できなかった場合にも、疑いが残るのであればその後も引き続き一定期間様子を確認し続ける必要が生じるのであり、通告先との連携の構築と継続が重要となることを意味している。通告およびその後の対応を通して、通告元と通告先は良好な関係とコミュニケーションを維持することが求められるが、実際のその後の連携状況を見ると、一度だけの連絡・相談に終わっているケースがいずれの機関でも2割前後あり、また連携がうまく行かなかったと認識されているケースの理由が「期待通りではなかった」「情報のフィードバックがなかった」など、コミュニケーション不足をあげるものが上位であることは見過ごすことはできない。重要な課題として受けとめ対策を講じる必要があると思われる。

通告等をした立場については、保育所・幼稚園、小・中学校においては、ほとんどが「組織として」の通告になっているが、わずかながら「担任として」「私人として」という場合も見受けられ

た。虐待対応は組織的な対応を基本としているが、仮に組織としての決定と、個人の認識が異なった場合、とりわけ最も身近に子どもと接している担任の疑念や不安が拭えない場合は、虐待通告が「疑い」の段階でも可能であり、できるだけ早期の段階で発見し芽を摘むことを目的のひとつとしている以上、組織としての判断とは異なっていたとしても、個人としての通告等も推奨される必要がある。またそのことを実践現場にも周知する必要があると思われる。児童館では、「担当として」の通告が著しく増えるが、これは事業運営上の組織規模が影響しているものと考えられる。この場合、組織的な対応・チームアプローチが、児童館内で組成しきれない場合、例えば当該児童の在籍する小学校との連携が企図される場合もあると推察される。併せて通告先の児童相談所も、そのような状況に鑑み十分な連携を図る必要があると思われる。

児童相談所等への連絡を「通告」である意識していたのは、いずれの機関でも4割～6割程度であり、特にグレーゾーンのケースについては「とりあえず相談してみる」という意識をもった連絡である場合が多いのではないかと予想される。しかし、児童相談所側としては、ひとたび情報が寄せられた以上、それが白であろうと黒であろうとグレーであろうと、一定の判断責任が生じるのであり、その意味では、いずれの場合の「通告」と何ら変わらない対応を求められることになる。にもかかわらず、児童相談所へのコンタクトのとり方を「通告」「相談」「連絡」などと分けて考えることは、逆に判断の主体や責任の所在を不明瞭にし、機関間のチームアプローチが求めているところとは逆の結果を招く恐れすらあるのであり、児童相談所とコンタクトをとることは「通告」することである、との規定を明確に打ち出した方が、対応が一本化し、不必要な事故を防げるものと考えられる。ただしこの場合、そもそも通告を躊躇する背景には、通告をしたらその後どうということになるのか、大袈裟なことになって取り返しがつかなくなるのではないか、などの不安が通告元にあることが予想されるのであり、通告後の流れや連携の展開については、児童相談所側も日頃から十分に情報提供する必要があると共に、十分なコミュニケーションが確保できるような体制づくりが重要課題となると考えられる。

通告等に至るまでに要する時間は、把握さ